

運賃協議部会の構成委員について

ところバス・ところワゴンといった「一般乗合旅客自動車運送事業」の運賃の協議方法は、道路運送法第9条第4項、第5項に定められています。

【第9条第4項】

運賃の協議に参加できる主体を下記4者のみに限定。

- (1) 市
- (2) 当該運行事業者
- (3) 運輸局長
- (4) 市長が指名する「住民の意見を代表する者」

運賃協議会

市民の代表	市
運行事業者	関東運輸局

【第9条第5項】

運賃の協議に先立ち、住民、利用者、利害関係者（交通事業者）の意見を広く集め、反映させることが義務化。

所沢市では、地域公共交通協議会の運賃協議部会として運用

所沢市地域公共交通協議会条例

（運賃協議部会）

- 第9条 協議会は、第3条第3号に規定する協議を行わせるため、運賃協議部会を置く。
- 2 運賃協議部会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の協議会とする。
 - 3 運賃協議部会に属する委員は、会長が指名する。
 - 4 運賃協議部会に部会長を置き、第4条第2項第7号に掲げる委員をもって充てる。
 - 5 第6条第2項及び第7条の規定は、運賃協議部会について準用する。
 - 6 協議会は、運賃協議部会の議決をもって協議会の議決とする。

ところバスの運賃を協議する場合

- (1) 市・・・所沢市街づくり計画部長
- (2) 運行事業者・・・西武バスからの委員
- (3) 運輸局長・・・埼玉運輸支局からの委員
- (4) 住民の意見を代表する者・・・自治連合会からの委員

ところワゴンの運賃を協議する場合

- (1) 市・・・所沢市街づくり計画部長
- (2) 運行事業者・・・西武ハイヤーからの委員
- (3) 運輸局長・・・埼玉運輸支局からの委員
- (4) 住民の意見を代表する者・・・自治連合会からの委員